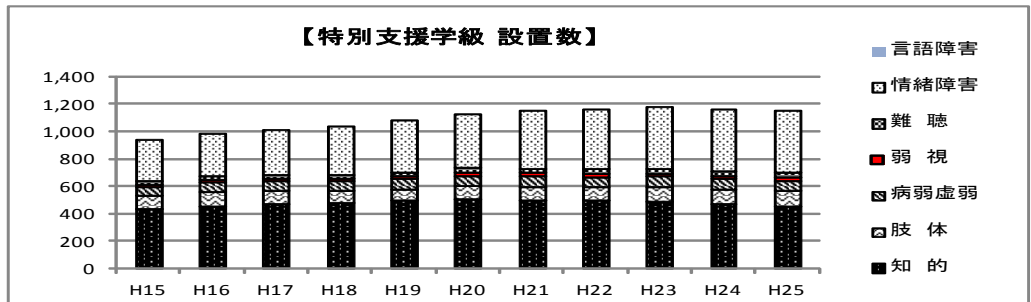


宮城県特別支援教育将来構想 骨子（案）

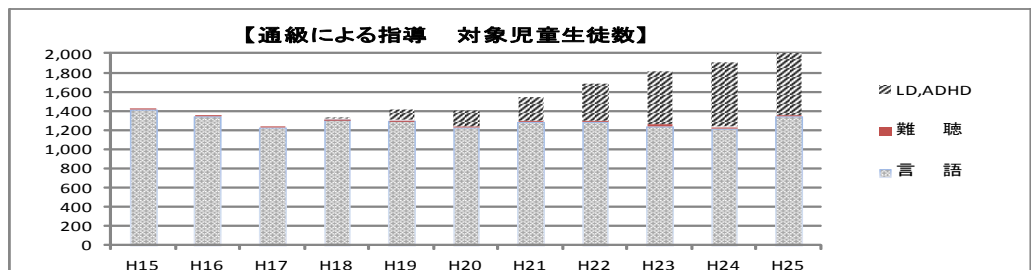
1 小・中学校における特別支援教育の体制づくりと推進

(1) 現状と課題

- 本県の小・中学校において、平成25年度に特別支援学級又は通級指導教室を設置している学校の割合は、小学校85.9%、中学校87.6%となっています。
- このうち、特別支援学級の設置数は、10年前と比較して知的、肢体、病弱虚弱、弱視、難聴学級は微増ですが、情緒障害学級数は43.2%の伸びとなっています。
- また、LD・ADHD等の通級による指導を受けている児童生徒数は、LD・ADHDが通級による指導の対象として加えられた平成18年度と比較して761名増加しており、平成24年度の文部科学省の調査においても、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒は、小・中学校では通常の学級に6.5%程度在籍しているとされています。
- こうしたことから、いずれの小・中学校においても特別な支援を必要とする児童生徒が適切に学習できるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた具体的な支援を行うことが必要です。



	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
知的	427	448	467	471	490	500	495	490	486	464	452
肢体	99	110	100	95	86	99	98	103	105	105	107
病弱虚弱	63	68	64	65	75	74	77	71	77	79	77
弱視	18	17	18	20	19	20	23	27	23	24	26
難聴	30	26	27	29	28	34	33	33	34	34	37
情緒障害	298	312	334	353	377	395	418	436	445	454	447
言語障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	935	981	1,010	1,033	1,075	1,122	1,144	1,160	1,170	1,160	1,146

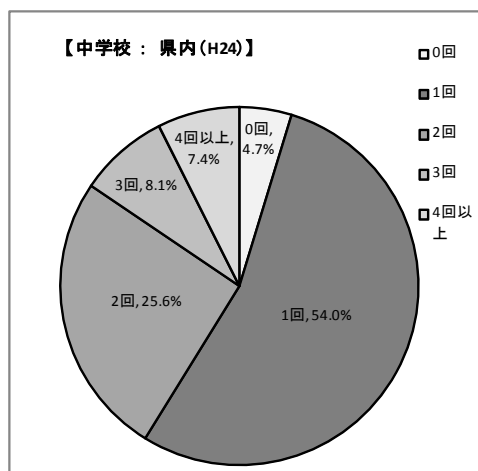
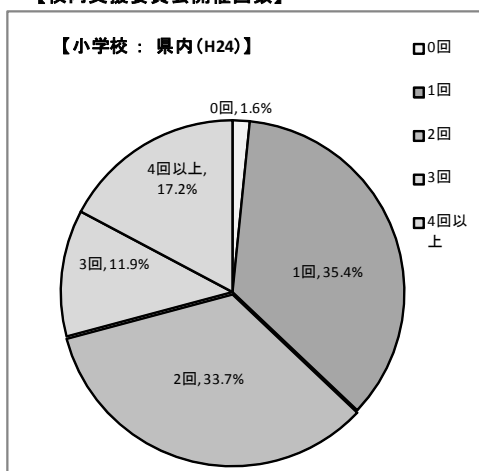


	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
言語	1,411	1,342	1,226	1,300	1,288	1,221	1,282	1,281	1,235	1,210	1,340
難聴	8	8	11	12	11	8	9	11	27	21	13
LD,ADHD				10	105	174	242	386	540	671	771
合計	1,419	1,350	1,237	1,322	1,404	1,403	1,533	1,678	1,802	1,902	2,124

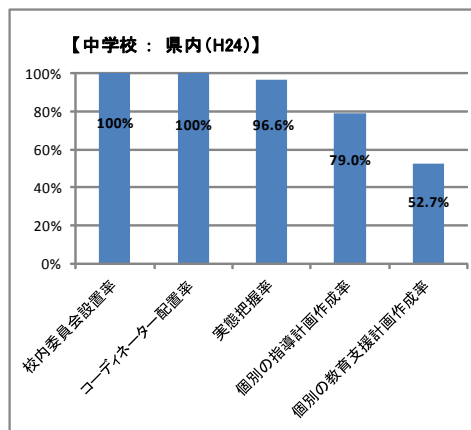
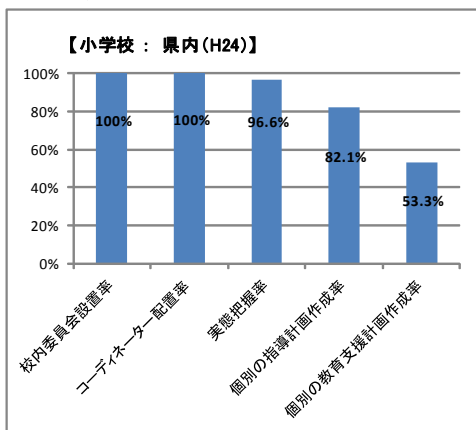
- 本県の特別支援教育に関する校内委員会の設置率，特別支援教育コーディネーター配置率は小・中学校ともに100%であり，校内における特別支援教育の体制は整備されつつありますが，委員会の年間開催回数が2回以下の学校が小学校では約7割，中学校では約8割となっており，計画的な委員会の開催などによりその役割を十分に機能させることが重要です。

また，小・中学校ともに「個別の教育支援計画」の作成率は約5割，「個別の指導計画」の作成率は約8割にとどまっており，一人一人の教育的ニーズに応えるため，計画の作成と活用を促進し具体的な支援を行っていくことが必要です。

【校内支援委員会開催回数】



【校内支援実施状況】



（２）目指すべき方向性

① 特別な支援を必要とする児童生徒が地域の小・中学校で学ぶために

- ・ 具体的な支援を行うため、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成と活用を推進する。
- ・ 発達障害に関することなど、教員の特別支援教育に対する専門性の向上を図る。
- ・ 特別支援学級の担任や通級指導教室の担当者がその専門性を発揮し、通常の学級の児童生徒の支援を行う。
- ・ 通級による指導の対象児童生徒への巡回指導を促進する。
- ・ 接続期には障害の状態、配慮事項、関係機関などの情報を確実に引き継ぐ。

② 特別支援教育の校内体制の整備

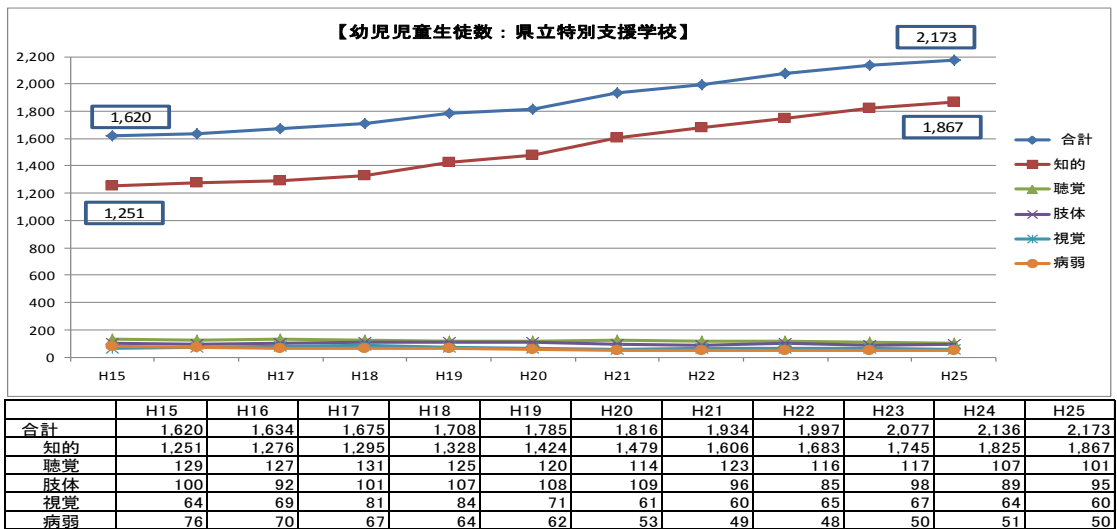
- ・ 管理職がリーダーシップを発揮し、特別支援教育に関する研修の充実を図る。
- ・ 校内支援委員会を計画的に開催するとともに、教員が課題を抱えた時点で速やかに相談できる体制の整備を図る。
- ・ 教育資源の組合せ（スクールクラスター）により、児童生徒の多様な教育的ニーズに応えるための連携体制を構築する。
- ・ 特別支援学級の担任や通級による指導の担当者の専門性を活用し、通常の学級に在籍する児童生徒に対する支援の充実を図る。

2 特別支援学校の教育の充実

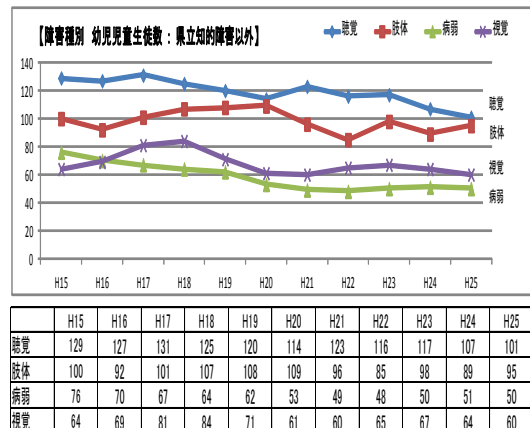
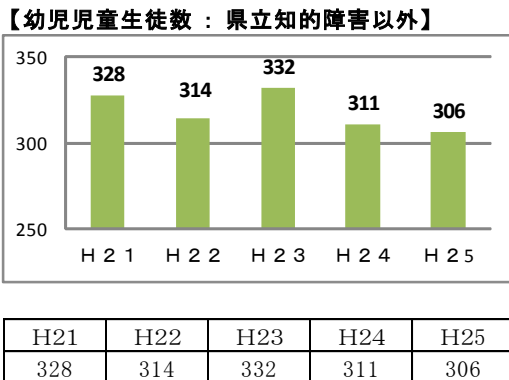
(1) 現状と課題

○ 平成25年度の県立知的障害特別支援学校の在籍者数は、10年前と比較すると616名、49%増加しており、教室不足を解消するため特別教室等を普通教室に転用するなどの対応を行っています。児童生徒数の増加を学部別に学級数でみると、小学部は30学級、中学部は24学級、高等部は54学級それぞれ増加しており、高等部の学級数の増加が顕著です。

特に、仙台圏域の県立知的障害特別支援学校3校（光明、名取、利府）の在籍者数は、それぞれ200名を大きく超える状態が続いているため、高等部校舎やプレハブ校舎の増築等に対応しているものの、作業室や運動場の確保が困難であるなど教育活動に支障を来しています。



○ 知的障害以外の特別支援学校は、今後、児童生徒数が横ばいかやや減少することが推測されており、一定の規模の学習集団の確保を図るため、社会の変化に対応した学科の再編について検討する必要があります。また、知的障害などの障害を併せ持つ児童生徒が在籍していることから、複数の障害種部門に対応できるよう併置化や併設化を検討する必要があります。

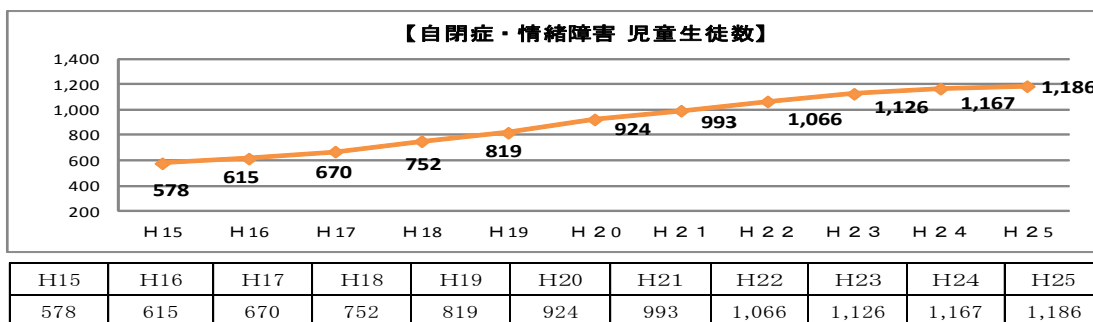


- 児童生徒の自立と社会参加を目指し、進路指導の充実に向けた研修会や関係機関との連携を図ってきましたが、一般就労を希望してもかなわない生徒もおり、一人一人の教育的ニーズに応じた教育内容・指導方法を検討することが必要です。

【進路先別生徒数：県立特別支援学校】

	卒業生数	進学	就職	施設通所等	その他（在宅等）
H21	319	17	92	175	35
H22	302	15	88	163	36
H23	292	8	82	183	19
H24	334	2	105	214	13

- 平成25年度の小・中学校の特別支援学級（自閉症・情緒学級）に在籍する児童生徒数は、10年前と比較して608名増加しています。その多くが進学する特別支援学校では、自閉症児のコミュニケーション能力を高めるための指導内容・方法の改善や充実が必要であり、すべての教員が自閉症児への対応について共通理解し、情緒の安定を図るための個別の支援の充実を図ることが課題です。



- 重複障害のある児童生徒が多く在籍し、また医療的ケアの対象児童生徒が増えていることから、教員は複数の障害種の専門性や摂食指導、介護に関する知識・技能等を高めることが必要です。

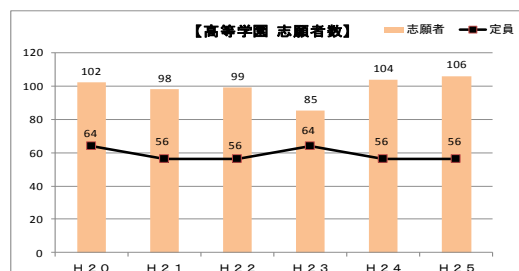
【医療的ケア 対象児童生徒数】

	H22	H23	H24	H25
重複障害児童生徒数	431	437	432	443
医療的ケア対象児童生徒数	60	63	67	79

- 軽度の知的障害のある生徒を対象とする高等学園は2校あり、いずれも毎年定員を大きく超える志願者が続いていることから、その状況に対応するため平成28年度には女川町に新たな高等学園を設置する予定です。

- それでもなお、高等学園の入学へのニーズが高まり、その希望に応えられないことが推測されることから、児童生徒数の増加が著しい仙台圏域にも高等学園の整備を検討することが必要です。

- また、不合格となった生徒の多くが二次募集で入学する県立知的障害支援学校では、こうした生徒に対応した教育課程を編成することも課題です。



- 本県では、「共に学ぶ教育」を進めるため、平成16年度から本人及び保護者の希望により、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校で交流及び共同学習を行う「居住地校学習」を進めてきました。この取組は、双方の子どもたちの経験を広め、心の成長を促すなどの成果が挙がりました。

今後はより多くの児童生徒が参加できるように、交流及び共同学習を教育課程へ位置づけたり、学習の難易度が上がる小学校高学年以上では活動内容の更なる充実を検討したり、直接交流に困難さがある場合には作品や手紙の交換などの間接交流を行うことも必要です。

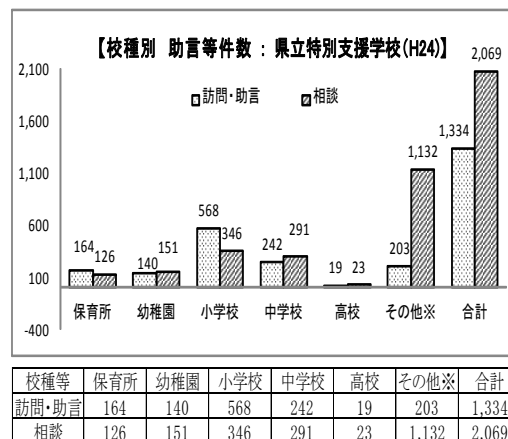
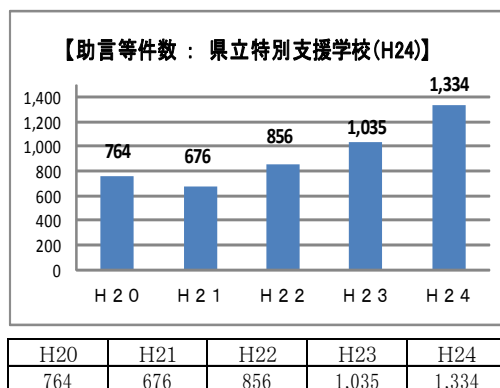
【居住地校学習 実施状況】

	平成16年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
支援学校数	9	17(分校2校含む)	17(分校2校含む)	18(分校3校含む)	18(分校3校含む)
協力校	52(小46、中6)	203(小139、中64)	208(小153、中55)	197(小140、中57)	223(小153、中70)
参加人数	63(小56、中7)	259(小176、中83)	265(小185、中80)	251(小177、中74)	298(小199、中99)
参加回数	165(小146、中19)	754(小529、中225)	820(小594、中226)	792(小555、中237)	1,021(小682、中339)
交流実施割合(参加人数/小中学部在籍数)	8.0%	27.2%	27.0%	25.1%	29.6%
非常勤講師数	2	10	9	8(東京都派遣含まず)	10

- センターの機能が広く認知されたことで特別支援学校への相談件数が増加しており、小・中・高等学校及び保育所・幼稚園等において、支援学校からの助言に基づく指導の充実が図られてきています。

支援の強化に向けて、高い専門性をもつ人材のさらなる確保と、センター的機能を補完する体制づくりが求められています。

- それぞれの学校だけでは障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズへの対応が難しい場合があるため、各支援学校が有する専門性を相互に活用するための体制の整備を図る必要があります。



※その他は障害者施設、卒業生、市町村教育委員会等

（２）目指すべき方向性

① 知的障害特別支援学校の教育環境の整備

- ・ 県有財産を活用した分校等の設置や複数の障害種部門の併置・併設を検討する。
- ・ 廃校となった小・中学校の校舎や、余裕教室を活用した分校等の設置を検討する。
- ・ 高等学園の新設や収容定員の拡大を検討する。
- ・ 生徒の進路希望や障害の状態に対応した複数の教育課程の編成を行う。

② 知的障害以外の特別支援学校の教育環境の整備

- ・ 各特別支援学校が有する専門性を活かし複数の障害種部門に対応できるよう、併置や併設を検討します。
- ・ 生徒の自立と社会参加の促進に向け、一人一人の能力を可能な限り発揮できる学科の再編を検討する。

③ 進路指導の充実

- ・ 一人一人の進路希望や障害の状態等に応じた教育課程の編成や作業学習の内容・方法の改善等を図る。
- ・ 学校見学会等を通じて連携を深めることにより、企業とともに障害のある生徒の理解促進を図る。
- ・ 「個別の移行支援計画」等を用いて、就労先への障害の状態等の情報提供を行うとともに、就労先と連携し継続した支援を行う。

④ 障害の重度・重複化、多様化への対応

- ・ それぞれの障害種、障害の状態に対応できる専門性の向上のため校内研修会の充実を図るとともに、総合教育センター等の研修への参加を促進する。
- ・ 外部専門家のアドバイスを受け、指導内容・方法の改善及び充実と教員の専門性の向上を図る。
- ・ 医療的ケアに関する教員の専門性を高め、看護師と連携してより適切に実施する体制を構築する。

⑤ 軽度知的障害のある高等部生徒に対する教育の充実

- ・ 軽度の知的障害のある生徒の状況に応じた教育課程の編成を行う
- ・ 学習グループの編成や学習内容・指導方法の改善等を行う。
- ・ 地域や職場でより円滑に人と関わられるよう、高等学校との交流及び共同学習を積極的に推進する。

⑥ 交流及び共同学習の推進

- ・ 交流及び共同学習を教育課程に位置づけ、計画的に推進する。
- ・ 児童生徒が主体的に活動に参加できるよう、特別支援学校と通常の学校双方で学習内容を精査する。
- ・ 双方の児童生徒が社会性を養い、豊かな人間性を育むなど更に意義のある取組内容を工夫する。
- ・ 手紙や作品のやりとりなど間接的な交流を図る。

⑦ 特別支援学校のセンター的機能のさらなる充実

- ・ 総合教育センター等による研修の充実により、さまざまな障害特性に精通した専門性の高い人材の育成を図るとともに、センター的機能を補完するため、関係機関への職員の配置を検討する。
- ・ 学校間の連携など教育資源の組み合わせにより、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応えるための体制を整備する。

3 高等学校における特別支援教育の体制づくりと推進

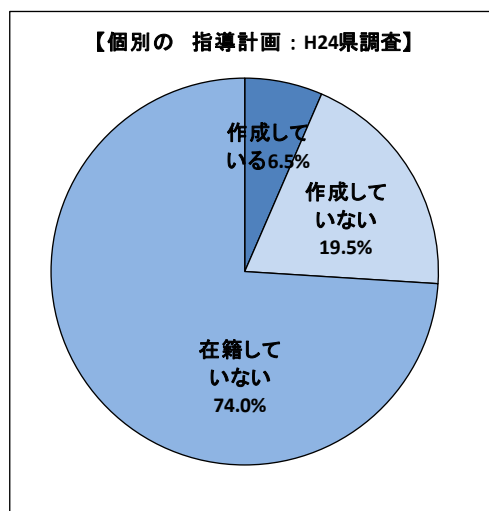
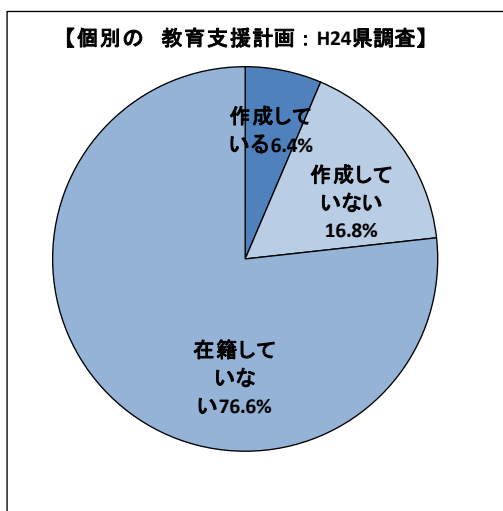
（1）現状と課題

- 文部科学省の平成24年度の調査においては特別支援学級から高等学校への進学率は27.1%とされており、また平成21年度の調査では発達障害の可能性のある生徒は高等学校に2.2%程度在籍していると推測されています。

こうしたことから、高等学校においても特別な支援を必要とする生徒に対応する必要があり、教育的ニーズを的確に捉え、障害による学习上・生活上の困難を改善、克服するための配慮を行うとともに、生徒一人一人が十分にその力を発揮するための対応が求められています。

【進学割合：特別支援学級から高等学校】				
H20	H21	H22	H23	H24
22.5%	23.0%	23.3%	26.3%	27.1%

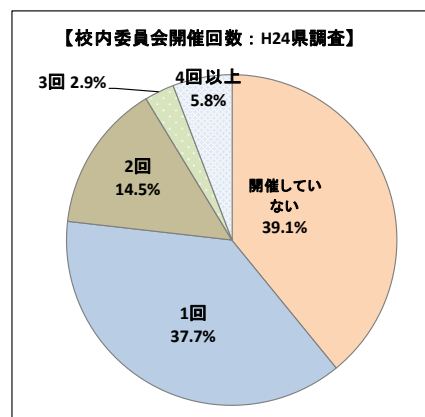
文部科学省調査



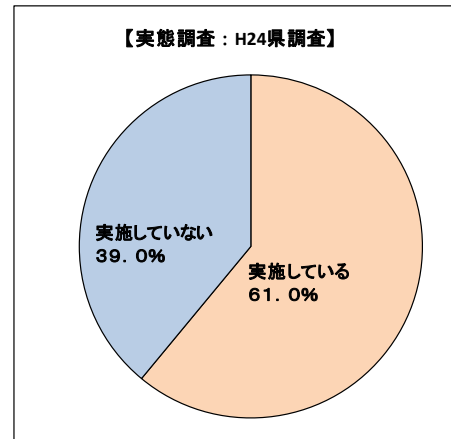
- 特別支援教育コーディネーターの配置や校内委員会の整備が進む一方、校内委員会を開催していない学校が約4割、また年間開催回数が2回以下の学校が約9割となっています。そのため、計画的に開催するなど校内委員会の役割を十分に機能させるとともに、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成・活用し、具体的な支援を行うことが必要です。

【コーディネーターの配置と校内委員会の設置(H24)】

特別支援教育コーディネーターの配置	特別支援教育に係る校内委員会の設置
77校中77校 (100%)	77校中69校 (89.6%)



- 特別な支援を必要とする生徒に関する実態調査を実施していない学校が4割近くにのぼっており、一人一人の教育的ニーズに応えるためには、行動観察や検査等により生徒の障害の状態等を把握するとともに、管理職や特別支援教育コーディネーターが中心となり、教員の特別支援教育に対する理解と専門性の向上を図ることが課題です。



（2）目指すべき方向性

① 特別な支援を必要とする生徒への対応

- ・ 校内研修の実施とともに、総合教育センターの研修会への受講を促すなど、教員の特別支援教育に対する理解促進と専門性の向上を図る。
- ・ 特別支援教育コーディネーターを中心に、必要な調査等を実施し、特別な支援を必要とする生徒の把握を行う。
- ・ 特別な支援を必要とする生徒について、中学校から確実に情報を引き継ぐとともに、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・充実を図る。
- ・ 生徒の状況に応じた学校設定科目の検討を行うなど、教育課程の編成を工夫する。

② 特別支援教育の校内体制の整備

- ・ 管理職がリーダーシップを発揮し、特別支援教育を推進するための研修の充実を図る。
- ・ 特別な支援を必要とする生徒に対し、計画的に校内委員会を開催するなど組織的かつ適切な支援を行うとともに、生徒が抱える課題の解決に向け生徒指導部、教育相談部等、既存の校内組織との連携を図る。